

参 考 資 料

用語解説

【あ行】

アウトリーチ	手を伸ばす、手を差し伸べること。援助・支援が必要であるにもかかわらず自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、厚生労働省が公表した行動指針。自分や周りの人、地域を感染拡大から守るため、日常生活において感染予防のために行うもの。手洗い等の基本的な感染対策のほか、買い物や公共交通機関の利用時などの日常生活を営む上で実践すべき対策、また、テレワークやローテーション勤務の実施などの働き方の新しいスタイルなども含む。
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。
一般事業主行動計画	平成 27 年（2015 年）8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および平成 15 年（2003 年）7 月に成立した「次世代育成対策推進法」に基づき、事業主に対して策定が求められた行動計画。 女性活躍推進法では、労働者 301 人以上の企業に対し、勤続年数や労働時間、管理職比率などの男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標や取組内容を定めた計画の策定、届出が義務づけられたが、令和元年（2019 年）の改正により、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大された（令和 4 年（2022 年）4 月 1 日施行）。 次世代育成対策推進法では、事業主が従業員の仕事と子育ての両立等に関し、環境整備や目標および目標を達成するための対策とその実施時期などを定めるものとなっており、従業員 101 人以上の企業に策定・届出、公表・周知が義務化されている。
一時保護	被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項および第 4 項により、婦人相談所において、または社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。
H I V / A I D S	H I V はヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）という、A I D S の原因となるウイルスのこと。A I D S は後天性免疫不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）という、H I V 感染による免疫力低下によって発症する様々な病気の総称（症候群）のこと。「H I V に感染すること」と、「A I D S を発症すること」は異なる。

HPVワクチン	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV感染症）を防ぐためのワクチンのこと。ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスであり、子宮頸がんを始め、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマ等多くの病気の発生に関わっている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
NPO	「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
M字 (M字カーブ)	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴が背景にあると考えられる。 なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
LGBT	レズビアン（Lesbian）・ゲイ（Gay）・バイセクシュアル（Bisexual）・トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉として使われることもある。 レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシュアルは両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致せず、「心の性」にそって生きる（生きたい）人のこと。 また、LGBT以外にも、男性・女性のどちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・わからない人など、さまざまな人がいる。
エンパワーメント (エンパワメント)	その人が本来持っている力を引き出すこと。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力をもった存在になること。

【か行】

キャリア教育	児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育のこと。
くらし再建 パーソナル サポートセンター	豊中市在住の市民を対象に、就労に関することや、失業等による暮らしへの不安など、仕事をはじめとする暮らしの困りごと全般を受け付ける相談窓口。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	高齢者、障害者、子どもなどの対象分野別の個別支援ではなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。
------------------------------	---

【さ行】

ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーギャップ指数（GGI）	世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表している、各国における男女格差を測る指数のこと。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）	ジェンダー関係の国連4機関（国連婦人開発基金（UNIFEM）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））を統合して、平成23年（2011年）1月に発足した国連機関のこと。 女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女平等の達成を目的とし、ジェンダー分野における加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取組みを主導、調整、促進する。
次世代育成支援対策推進法	平成17年（2005年）に施行された、10年間の時限立法。日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための法律。この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。 平成26年（2014年）の改正により、法律の有効期限が平成37年（2025年）3月31日まで10年間延長された。
持続可能な開発目標（SDGs）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された。17のゴール・169のターゲットから構成されている。
児童虐待	親または親に代わる保護者が、子どもに対し身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことをいう。 ・身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など ・性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など ・ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

	・心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など
情報リテラシー	適切に情報を活用することができる基礎的な知識や技能のこと。
女子差別撤廃条約	昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的および公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。
女性活躍推進法 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	平成 27 年（2015 年）8 月に成立した、10 年間の時限立法。自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるため、以下の 3 つを基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かである社会の実現を図るために制定された法律。 ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと
女性相談センター	売春防止法第 34 条に基づき設置される婦人相談所。配偶者暴力防止法による配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられている。
新型コロナウイルス感染症	コロナウイルスのひとつである「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」による感染症のこと。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。
人生 100 年時代	平均寿命の伸びを背景に、100 歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。平成 29 年（2017 年）9 月に政府主導による「人生 100 年時代構想会議」が設置され、9 回にわたって議論がなされるなど、人生 100 年時代の到来に向けてさまざまな検討が行われている。
すてっぷ	社会のあらゆる分野への男女の均等な参画および男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざして、平成 12 年（2000 年）11 月に豊中市に設置した男女共同参画推進センターのこと。施設の名称は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（愛称：すてっぷ）。豊中市の男女共同参画を推進する拠点施設としての事業を行っている。
ステップハウス	一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅。

ストーカー (ストーカー行為)	恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行う人、またはその行為のこと。
ストーカー行為等の 規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由および名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律。 平成 25 年（2013 年）の改正により、電子メールを送信する行為の規制や被害者の関与の強化などの措置が講じられることになった。さらに平成 28 年（2016 年）の改正により、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止等の措置が講じられることになった。
政治分野における 男女共同参画推進法	平成 30 年（2018 年）5 月 23 日に公布・施行された法律であり、衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めたもの。
性的指向および 性自認	性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということ（恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを示すもの）。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をさす。 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかということであり、「心の性」と言われることもある。 また、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとり、人の属性を表す略称として「SOGI（ソジ）」と表現されることもある。
性的マイノリティ	性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数派）であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。身体的な性、性自認、性的指向により人それぞれに異なる。
セーフティネット	直訳すると「網の目」。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
セクシュアル・ ハラスメント (セクハラ)	職場や学校、地域等で起きる性的いやがらせ。相手の意に反した、性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等が含まれる。
Society5.0	第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

【た行】

男女共同参画	男女が性別にかかわらず、その個性と、能力を十分に発揮し、男女共に等しく社会に参加できること。
--------	--

男女共同参画苦情 処理制度	市民が性別による不当な扱いを受けたときに、公正・中立的な機関として設置した男女共同参画苦情処理委員会が申出を受け付けて、調整・あっせんを行い、迅速に問題の解決を図る制度。
男女共同参画社会 基本法	平成 11 年（1999 年）6 月に公布、施行された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
男女別統計 （ジェンダー統計）	男女間の意識による偏り、格差および差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。
地域就労支援 センター	働く意欲がありながら、年齢、年齢、身体的機能、家族構成などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座の開催などの支援を行う施設。
地域包括ケア システム・ 豊中モデル	「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」（平成 29 年（2017 年）3 月策定）において示されたもので、地域包括ケアシステムを豊中市の実情にあわせて「すべての人に対して・すべての人が支えるシステム」に拡大・発展させたもので、以下の特徴がある。 ○高齢者・障害者・子どもなどの分野別・対象者別の概念を超え、医療・介護・予防・生活支援などの関係機関が、バラバラではなく連携して支える体制。 ○「支えられる人」「支える人」の固定的な役割分担ではなく、誰もが、その人なりのやり方で支え、また、必要な時に支えられる体制。 ○自助・互助・共助・公助のそれぞれでバランスよく支える（すべての人で支える）体制。
DV （ドメスティック・ バイオレンス）	配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力がある。 ・身体的暴力：殴る、蹴る、首をしめる、突き飛ばす、髪をひっぱる、腕をひねる、引きずり回す など ・精神的暴力：どなる、脅す、ばかにする、無視する、物を投げる、刃物を出す、自殺をほのめかす など ・社会的暴力：友人や身内とのつき合いを制限する、自由に外出させない、電話やメールをチェックする、浮気を疑う、激しい嫉妬、行動を監視する など ・経済的暴力：生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、外で働くことを嫌がる、家計の責任をあなた一人に負わせる など ・性的虐待：キスや性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノなどを無理やり見せる、裸の写真を無理やり撮る など ・子どもを利用した暴力：子どもの前で暴力をふるう、子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子どもの前であなたを非難する など

DV防止ネットワーク会議の構成課	人権政策課、すてっぷ、とよなか国際交流センター、広報戦略課、くらし支援課、市民課、市民税課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、母子保健課、保険資格課、こども相談課、こども事業課、子育て給付課、住宅課、市立豊中病院医事課、消防局救急救命課、教育総務課、学校教育課、児童生徒課、および外部関係機関 ※令和4年（2022年）2月時点
デートDV	ドメスティック・バイオレンスの中でも、恋人同士の間で起こる暴力をいう。
出前講座	市民の要望に応じて職員が出向き、市の事業や制度について説明する講座。
テレワーク	テレワークは（Telework）あるいはテレコミュuting（Telecommuting）といい、勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し時間や場所に制約されず、柔軟に仕事する働き方のこと。
特定事業主行動計画	平成27年（2015年）8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および平成15年（2003年）7月に成立した「次世代育成対策推進法」に基づき、国・地方公共団体の機関に対し策定、公表が義務づけられた行動計画。女性活躍推進法では、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標とともに取組内容を定めなければならない。 次世代育成対策推進法では、職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、取組内容等について定めることとしている。

【な行】

ニート	Not in Education, Employment or Training、NEET。教育、労働、職業訓練のいずれにも参加していない状態をさした造語であり、日本においては15歳～34歳の若年の無業者をいう。
二次受傷	相談員などの支援者が、被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること。
二次被害	DVなどにより心身ともに傷ついた被害者が、関係機関や被害者を取り巻く周囲の人々の不適切な言動によって、さらに傷つけられること。

【は行】

パートナーシップ宣誓証明制度	LGBTなど性的マイノリティ当事者の人が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、府県や市区町村として公に証明する制度。
パープルリボンプロジェクト	女性に対する暴力の根絶をめざして、暴力の被害を受けた人たちが声をあげて始まった運動のこと。「パープルリボン」は、運動のシンボルマークとなっている。
バーンアウト	それまでひとつの物事に没頭していた人が、心身の極度の疲労により燃え尽きたように意欲を失い、社会に適応できなくなること。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法／DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的とする法律。 平成25年（2013年）の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者について、この法律を準用することとなった。

配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力防止法第3条に基づき、都道府県が設置する婦人相談所または都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を図るための業務を行う。
派遣労働	労働者と派遣労働契約（労働契約）を結んだ会社（派遣元）が労働者派遣契約（派遣契約）を結んでいる会社（派遣先）へ労働者を派遣し、労働者は派遣先の指揮命令を受けて働くという働き方のことをいう。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活を送る上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のことをいう。
ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念のこと。
非認知能力	学習における知的な能力を支える子どもの内面の力。（例：好奇心や意欲などの感じる力、自尊心や忍耐力などのやりぬく力、協調性や思いやりなどの他人を理解し関係を調整する力。）
包括的性教育	ジェンダーやからだの発達、異性との関係性、性暴力の防止なども含む包括的な性教育のこと。国連教育科学文化機関（UNESCO）による「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で示された考え方。
ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。個々の状況に応じて実施していくものとする。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
母子父子福祉センター	ひとり親家庭や寡婦の人に対して、生活相談や技能習得に向けた講習会、子どもへの学習支援や交流会などを開催し、暮らしをより豊かにするための支援を行う施設。
母性保護	女性が持っている妊娠・出産などの身体機能を損なうことがないように、労働時間の制限や危険有害業務への就業禁止など、女性労働者を保護すること。
保護命令	配偶者暴力防止法第10条により、配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、または、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令をいう。 なお、保護命令には、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令 の5つの類型がある。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠や出産、育児などを理由とした解雇、降格などの取扱いや嫌がらせなどの行為のこと。
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。 悪気がなくても、そこから生まれた言動により、相手を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めてしまう等、様々な影響を及ぼす可能性がある。
面前DV	児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうもの。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
メンタルヘルス	心の健康管理のことを言い、身体の健康管理と同様に、予防や治療だけでなく、その健康を高めて、よりよい心をつくることをめざす。

【ら行】

ライフステージ	人の生涯における人生の各段階のこと。年齢的・時間的な区分というよりも、結婚、子育て、勤労、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す言葉。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。
ワンストップサービス	複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。